

千葉県狭あい道路拡幅整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路について、建築主等の理解と協力とを得て、後退用地等を受納して拡幅整備を促進するために必要な事項を定め、もって安全で良好な住環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 千葉県道路敷地寄付受納要綱（平成14年4月1日施行）第2条に規定する道路で幅員4メートル未満のものをいう。
- (2) 建築主等 狭あい道路に接する土地に建築物を建築しようとする者及び土地所有者等をいう。
- (3) 土地所有者等 土地の所有者及び地上権又は賃借権を有する者をいう。
- (4) 道路後退線
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定に基づき特定行政庁が指定した道路にあっては、同項の規定により、道路の境界線とみなされる線をいう。
 - イ ア以外の幅員4メートル未満の道路（私道を除く。）にあっては、法第42条第2項の規定を準用して道路の境界線とみなされる線をいう。
- (5) 後退用地 狭あい道路の境界線と道路後退線との間にある土地をいう。
- (6) すみ切り線 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場所を除く。）において、隅角部を切り取る場合の切り取り線をいう。
- (7) すみ切り用地 道路の境界線（幅員4メートル未満の道路にあっては道路後退線）とすみ切り線との間にある土地をいう。
- (8) 後退用地等 後退用地及びすみ切り用地をいう。

(9) 整備工事 後退用地等を道路として整備するための舗装工事、側溝の布設替え及び電柱等の移設をいう。

(10) 助成対象物 後退用地等の範囲内にある門柱、門扉、塀及び擁壁、並びに後退用地等の範囲に加え道路後退線又はすみ切り線から敷地側へ50センチメートル後退した範囲内にある樹木及び生け垣をいう。

(対象となる後退用地等)

第3条 この要綱により整備工事の対象となる後退用地等は、千葉市道路敷地寄付受納要綱第3条及び第4条により定められた基準に適合したものとする。

(事前協議)

第4条 後退用地等の寄付の意思がある建築主等は、狭あい道路後退用地等寄付事前協議書(第1号様式)を市長に提出して協議を行うものとする。

(助成対象物の確認)

第5条 市長は、前条の協議書が提出された後、現地で、建築主等とともに助成対象物を確認する。

2 前項の規定により確認した内容について狭あい道路拡幅整備助成対象物確認書(第2号様式。以下「確認書」という。)を2部作成し、互いに取り交わすものとする。

(助成対象物の撤去)

第6条 建築主等は、確認書を取り交わした後、助成対象物の撤去又は移植を行うものとする。

(境界確定)

第7条 建築主等は、狭あい道路及び後退用地等の境界を確定するための、(市道・国県道・里道)道路境界確定協議立会並びに境界確認書の交付申請書(第3号様式)を市長に提出するものとする。ただし、既に市長から境界確認書の交付を受けている者は、この限りではない。

2 市長は、前項の境界が確定した場合には、境界確認書(第4号様式)を建築主等に交付するものとする。

3 第1項の境界が確定したことにより助成対象物に変更が生じた場合は、第5条第2項の規定により取り交わした確認書は無効とし、新たに確認書を取り交わすものとする。

(後退用地等の測量)

第8条 市長は、前条第1項の境界が確定したときは、後退用地等の測量を行うものとする。

(後退用地等の寄付)

第9条 後退用地等の土地所有者等は、後退用地等が寄付を受納する要件を満たした場合には、寄付申請書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(分筆及び登記)

第10条 市長は、前条の申請があった場合には、後退用地等について分筆及び所有権移転登記を行うものとする。

2 市長は、前項の登記が完了した場合には、土地所有者等に対し寄付受納について(第6号様式)により通知するものとする。

(整備工事)

第11条 市長は、前条の手続きが完了した場合は、後退用地等の整備工事を行うものとする。

2 市長は、電柱等の移設が必要な場合は、当該電柱等の管理者と協議してこれを移設するものとする。

(後退表示板の設置)

第12条 市長は、整備工事が完了した場合は、後退用地等又はこれに接する塀等に本事業に協力したことを示す表示板を設置するものとする。

(助成金等の交付)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、建築主等に対しその費用の一部を助成金として交付することができる。ただし、建築主等が他の公的制度による同種の補助等を受ける場合を除く。

(1) 後退用地等の土地の部分にある門柱、門扉、塀又は擁壁を撤去するとき

(2) 撤去した擁壁を敷地側に築造するとき

(3) 樹木又は生け垣を移植するとき

2 市長は、土地所有者等から、角地の隅角をはさむ辺の長さが等しい三角形で、かつ、隅角の対辺の長さ3メートル以上のものを道路に含むすみ切り用地の寄付を受納したときは、土地所有者等に対して奨励金を交付することができる。ただし、本文に規定するすみ切り用地以外のすみ切り用地であっても、市長が特に認めたものについては、交付することができる。

(建築行為を伴わない者への準用)

第14条 第4条から前条までの規定は、狭あい道路に接する土地所有者等が建築行為を伴わず本事業に協力しようとする場合について準用する。

2 前項の場合における助成対象物は、別に定める。

(適用除外)

第15条 この要綱の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく許可が必要な開発行為（自己の居住の用に供するものは除く。）を行う場合

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第1項又は第2項の規定による土地区画整理事業を施行する場合

(3) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社等の公的機関が行う事業による場合

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、狭あい道路の拡幅整備に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

狭あい道路後退用地等寄付事前協議書

（あて先）千葉市長

建 築 主	住 所	
	フリ ガナ 氏 名	(*)
	(連絡先電話番号)	— — (担当)
	(連絡先電子メールアドレス)	@
土地所有者	住 所	
	フリ ガナ 氏 名	(*)
	(連絡先電話番号)	— — (担当)
	(連絡先電子メールアドレス)	@

(*)法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

狭あい道路の拡幅整備に必要な後退用地等を寄付したいので、千葉市狭あい道路拡幅整備要綱第4条の規定に基づき提出します。

後退用地等地名地番	区 (路線名 市道 号)
後 退 用 地	長さ m 幅 m 面積 m ²
す み 切 り 用 地	有 (辺 m × m、斜辺 m) 面積 m ² 無
電 柱	有 () 本 無
備 考	
	受付番号

下記の事項について協議し、同意します。

- 1 市が助成対象物の構造、規模等について現地調査を行うこと。
- 2 道路、後退用地等の境界を確定するために立ち会いし、市が測量を行うこと。
- 3 測量後、後退用地等について寄付申請を行い、市が分筆・登記を行うこと。
ただし、抵当権が設定されている場合は、土地所有者が抵当権の抹消を行うこと。
- 4 市が測量後、境界杭を設置すること。

（裏面へ）

助成対象物一覧表

(後退用地の整備工事に伴う撤去等の概要)

区 分	撤去・移設工事の有無
門 柱	有 ・ 無
門 扉	有 ・ 無
塀	有 ・ 無
擁 壁	有 ・ 無
樹 木	有 ・ 無
生 け 垣	有 ・ 無
撤去及び移植予定年月 年 月頃	

(後退用地の整備工事に伴う擁壁の築造)

擁 壁	有 ・ 無
-----	-------

(添付図書)

- ・案内図
- ・配置図 道路の幅員、中心線、道路後退線及び助成対象となる門、塀、擁壁、樹木等の位置を表示したもの。
- ・公図写し 最近（1ヶ月以内）のもので後退用地等の位置を赤色で表示したもの。
- ・後退用地等の登記事項証明書 最近（1ヶ月以内）のもの。
- ・委任状 委任者が申請手続き等を行う場合

狭あい道路拡幅整備助成対象物確認書

建築主 住所
氏名 (*)

土地所有者 住所
氏名 (*)

(*)法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉市長



千葉市狭あい道路拡幅整備要綱第5条の規定により、助成対象物の確認をしました。
なお、境界は（確定済・未確定）です。

		受付番号	
区分	規模・構造等		

【連絡事項】・境界が確定しない場合又は助成対象物に変更が生じた場合、本確認書は無効となります。

第3号様式（第7条第1項関係）

(市道・国県道・里道) 道路境界確定協議立会並びに境界確認書の交付申請書	
	年 月 日
(あて先) 千葉県長	
申請者：住 所	
氏 名	(※)
<small>(※) 法人の場合は、記名押印をしてください。 法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。 (法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地並びに代表者氏名)</small>	
連絡先（電話）	（携帯）
(FAX)	
E-mail：	
次の土地について、道路との境界立会並びに境界を確定のうえ、境界確認書交付くださるよう申請地の登記事項証明書・公図写・案内図・向こう三軒両隣の地積測量図（道路も含む）及び関係土地所有者一覧表を添えて申請します。	
記	
協議申請地及び路線名	千葉県 区 町 番 地先 (国道・県道・市道 線)
	(里道 特定図面番号)
申請理由	-----
連絡方法	-----

- ①申請者は二重線のみ記入してください。
- ②申請者は土地所有者とし、代理人が申請する場合は委任状を添付してください。
- ③あわせ公図の場合は必ず切図の表示をし、オリジナルの公図写も添付してください。
- ④その他参考資料があれば添付してください。また必要に応じ本市担当者から追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ⑤本申請を受理し立会実施後、1年を経過しても境界確定等がなされていない場合は、申請者から取下げがあったとみなします。
- ⑥関係所有者が死亡し、相続の手続きがなされていない場合は、相続関係を示す書類（相関図等）を作成し、隔世者名を記載、押印してください。
- ⑦成果測量図提出の際には、必ず作成者名を記載、座標値を添付してください。
- ⑧提出のあった測量成果は千葉市で保管し、第三者から請求があった場合、閲覧させることがあります。また、その測量成果は、千葉市が管理している道路区域線図を更新する資料として使用することがあります。

第4号様式（第7条第2項関係）

千 年 第 月 号 日

様

千葉市長

印

境界確認書

年 月 日付けで申請のあった下記土地の境界については、
境界標及び別添の測量図のとおり確認いたしました。

記

1 申請地 : 千葉市 区

2 路線名 :

寄 付 申 請 書

（あて先）千葉市長

申請者 住所

氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない
場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

下記の土地を市へ寄付したいので申請します。

記

1 土地の表示

所在地名地番	地目	地積 (㎡)	登記上の所有者	所有権以外の権利者	
				権利	

2 添付書類

- ・ 案内図
- ・ 公図写し
- ・ 道路占用物件等調書及び占用物件等表示図
- ・ 土地の全部登記事項証明書
- ・ 所有権移転その他の登記手続きに必要な書類
(登記承諾書・印鑑登録証明書・資格証明書・住民票・相続証明書など)

(備考) 寄付したい土地の所有者及び所有権以外の権利者全員から、申請していただく必要があります。

千 第 号
年 月 日

様

千葉市長



寄付受納について（通知）

平素より、本市道路行政に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、 年 月 日付けで申請をいただきました下記の土地につき
ましては、本市道路敷地として受納しましたのでお知らせします。

なお、登記処理にあたり、ご協力いただき重ねてお礼申し上げます。

記

1 寄付納付物件

所 在 千葉市 区

地 番

地 目

地 積 m^2